

令和 8・9 年度

那珂川市指名（一般）競争入札参加資格審査申請要領

（ 建 設 工 事 ）

定期受付分

福岡県那珂川市
総務部行政経営課
管財担当

【問い合わせ先】

〒 811-1292 福岡県那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号
那珂川市 総務部 行政経営課 管財担当
Tel : 092-953-2211 (内線 234・235)
Fax : 092-953-0688
E-mail : zaisei@city-nakagawa.fukuoka.jp

1 申請方法

「ふくおか電子申請サービス」を利用したインターネット申請により受付を実施しますので、本市ホームページからアクセスできる各業種受付フォームから申し込みを行った後、別途必要な申請書類を送付してください。

なお、提出書類については「ふくおか電子申請サービス」の入力を行う際にも必要となりますので、事前に準備してください。

手続の流れについては以下のとおりです。

(1) 「ふくおか電子申請サービス」からの申請

本市ホームページのリンクからアクセスいただき、「ふくおか電子申請サービス」の画面に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

《本市ホームページアドレス》

<https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/49/teiki0809.html>

※「ふくおか電子申請サービス」の入力方法等についての詳細は、別途本市ホームページに掲載している「ふくおか電子申請サービスの入力等について」をご確認ください。

(2) 必要書類の提出

「ふくおか電子申請サービス」の申し込み完了後に送付される「通知メール（申請受付のお知らせ）」を印刷し、**別表1**に掲げる提出書類と併せて送付してください。

※提出書類の様式は本市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 審査完了の確認

申請内容、提出書類等に問題がなければ、「ふくおか電子申請サービス」より「通知メール（審査完了のお知らせ）」を送付します。

※上記メールの送付をもって審査の完了としますので、「指名(一般)競争入札参加資格審査申請確認票」の返送は行いません。

【競争入札参加希望業種について】

別表2 建設工事希望業種区分表{コード(1)の1~29 まで}の区分1のうち2つまでを第1希望業種、第2希望業種として申請・登録できます。

第2希望業種まで登録を希望される方は「ふくおか電子申請サービス」によって申請を行う際に、第2希望業種の内容まで入力してください。

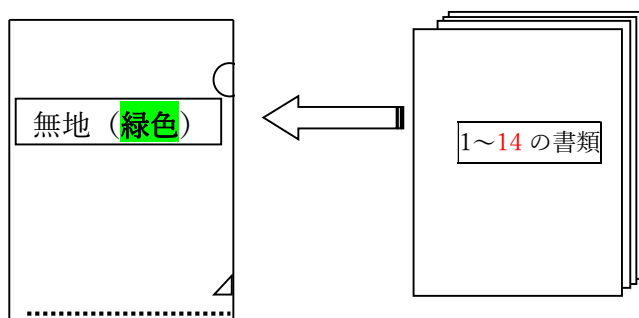
※登録後の業種の追加・変更、希望順位の変更はできません。

2 提出が必要な申請書類等

別表1に掲げる1～14の書類は市販のクリアファイル（無地・**緑色**）に入れて提出してください。

15の書類については、ホームページからダウンロードした様式にデータを入力後「ふくおか電子申請サービス」の入力画面にデータを添付して提出してください。

※15の書類については、紙での提出は必要ありません。



(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

※令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）までの当日消印有効

※受付期間終了後の申請は**受付けません**ので、期間の厳守をお願いします。

(2) 書類提出方法

持参もしくは郵送での提出。なお、持参時も郵送での送達分と同様の取り扱いとなり、その場での書類確認は行いませんのでご了承ください。

【書類提出先】

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市 総務部 行政経営課 管財担当

※封筒に「**競争入札参加資格審査申請書在中**」と記載してください。

※原則として、**電話による到達確認等には応じません**ので、必要に応じて配達記録が残る方法で送付してください。また、土、日曜日は閉庁日のため、持参による提出はできませんのでご注意ください。

3 競争入札参加資格

(1) 競争入札参加の制限

次の各号に該当する方は、競争入札に参加することができません。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、3 年間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③ 営業に関し許可、認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 税金を滞納している者
- ⑥ 申請書に故意に虚偽の事実を記載し、又は重要な事項について記載しなかった者
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))が役員となっている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑧ 建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営に関する事項の審査を受けていない者

(2) 競争入札参加資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（予定）

4 申請後の変更

申請後、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、指名(一般)競争入札参加資格申請書変更届に必要な書類を添えて速やかに届け出てください。なお、変更届は任意様式でも構いません。

別表 1 提出が必要な書類
【提出欄】 ○⇒要提出 △⇒必要に応じて提出

▲⇒法人の場合要提出 □⇒個人事業主の場合要提出

番号	必要書類	提出	備 考
1	令和 8・9 年度指名(一般)競争入札参加資格審査申請受付票	○	提出確認欄にチェックを入れて提出してください。
2	通知メール（申請受付のお知らせ）を印刷したもの	○	「ふくおか電子申請サービス」による申込みが完了した際に送付される通知メール(申請受付のお知らせ)を印刷したものを提出してください。
3	指名(一般)競争入札参加資格審査申請書	○	様式 1
4	使用印鑑届	○	様式 2 市との契約に使用する印鑑を押印したもの。
5	委任状	△	様式 3（自社様式でも可）委任先を設ける場合に提出してください。
6	現在事項全部証明書または履歴事項証明書（法人）	▲	商業登記簿謄本。令和 7 年 6 月 1 日以降法務局発行のもの（写し可）。
7	区市町村発行の身分証明書（個人事業主）	□	本籍地の区市町村で令和 7 年 6 月 1 日以降発行のもの（写し可）。
8	申立書	○	様式 4
9	建設業許可を証明するもの	○	許可通知書の写し又は許可証明書（写し可）。 なお、 <u>委任先支店等を設ける場合は、建設業許可申請書別表の営業所の名称及び建設業の記載があるページの写しを添付</u> してください。
10	区市町村税を滞納していないことの証明書	○	令和 7 年 6 月 1 日以降発行の <u>区市町村税</u> に関する滞納がないことの証明書（写し可）。 ※委任先支店等を設ける場合は、その支店等所在地のもの。
11	消費税及び地方消費税納税証明書	○	令和 7 年 6 月 1 日以降に税務署発行の納税証明書「その 3」、「その 3 の 2」または「その 3 の 3」のいずれか。（全て写し・PDF 証明書を印刷したもの可） ※e-Tax オンライン請求→ www.e-tax.nta.go.jp
12	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	△	申請日時点で最新のもの（写し可）。 ※加入・履行している場合は提出してください。
13	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	○	申請日時点で有効なものであること。
14	男女共同参画推進状況報告書	○	様式 5
15	技術者名簿等 ※Excel データ	○	様式 6～9 内容を入力したデータファイルを「ふくおか電子申請サービス」の入力画面に添付して提出してください。 ※添付するファイル名は商号又は名称を入れてください。 例)「〇〇建設.xls」 ※役員名簿は、暴力団排除を目的として、福岡県警察本部への照会に使用します。

※提出書類は、番号順に並べて提出してください。

 ※官公需適格組合として申請される場合は、官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（任意様式）を上記の書類に加えて提出してください。

別表2 建設工事希望業種区分表

コード (1)	区 分 1	コード (2)	区 分 2	コード (1)	区 分 1	コード (2)	区 分 2
1	土木一式工事	1	一般土木	17	塗装工事	1	建物塗装
		2	橋梁工事			2	溶射
		3	下水道工事			3	鋼構造物塗装
		4	〃(シールド・推進工法)			4	プール塗装
		5	スポーツ施設			5	路面標示
		6	その他			6	その他
2	建築一式工事	1	S、RC、SRC 造建築	18	防水工事	1	アスファルト防水
		2	プレハブ			2	塗膜防水
		3	木造建築			3	シート防水
		4	プール(RC、SAS、FRP)建築			4	注入防水
		5	その他			5	その他
3	大工工事	1	大工	19	内装仕上工事	1	内装・インテリア(全般)
4	左官工事	1	左官			2	畳・襖
5	とび・土工・ コンクリート工事	1	交通安全施設			20	機械器具 設置工事
		2	法面処理	1	プールろ過設備		
		3	グラウト	2	ポンプ設備		
		4	フェンス	3	昇降機設備		
		5	その他	4	集塵機器設置		
5	立体駐車場設備						
6	石工事	1	石工	6	体育遊戯施設設置		
7	屋根工事	1	屋根	7	その他		
8	電気工事	1	建築電気設備	21	熱絶縁工事	1	熱絶縁
		2	電気計装設備	22	電気通信工事	1	放送機械設備
		3	受変電・発電設備			2	電話設備
		4	道路照明設備			3	無線電気通信設備
		5	その他			4	データ通信情報制御
9	管工事	1	給排水・衛生設備			23	造園工事
		2	空調・冷暖房設備	6	その他		
		3	浄化槽	1	造園工事一式		
		4	その他	2	植栽・地被		
10	タイル・れんが・ブロック工事	1	タイル・れんが・ブロック	3	その他		
11	鋼構造物工事	1	水門設備	24	さく井工事		
		2	橋梁設置	25	建具工事	1	木製建具
		3	鋼鉄柵の製作設置			2	金属製建具
		4	その他			3	シャッター取付け
12	鉄筋工事	1	鉄筋工事			4	自動ドア取付け
13	舗装工事	1	アスファルト舗装			26	水道施設工事
		2	ブロック舗装	1	取水施設		
		3	インターロッキング舗装	2	浄水・配水施設		
		4	スポーツ施設舗装	3	下水道処理設備		
		5	その他	4	その他		
14	しゅんせつ工事	1	しゅんせつ	27	消防施設工事	1	消火設備
15	板金工事	1	板金			2	火災報知設備
16	ガラス工事	1	ガラス			3	避難・救助設備
						4	非常警報設備
						5	その他
28	消防施設工事	1	ごみ処理施設				
		2	し尿処理施設				
29	解体	1	解体				

「公印省略」

事 業 者 各 位

那珂川市長 武末 茂喜

那珂川市指名競争入札参加資格審査申請に伴う
男女共同参画推進状況報告書の提出について（依頼）

那珂川市では、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する市を実現するため、那珂川市男女共同参画推進条例に基づき、様々な施策を実施しております。

条例では、男女共同参画社会基本法にのっとり、「市の責務」「市民の責務」「事業者等の責務」を明らかにし、それぞれの立場で市の施策の推進に協力するよう義務づけています。第6条では事業者等の責務について、第1項で「事業者等は、基本理念に基づいて、事業活動に男女が共に参画できる体制づくりと、職場環境を整備するよう努めなければならない」、第2項で「事業者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない」、第3項で「事業者等は、那珂川市指名競争入札参加資格等に関する規程（昭和60年規程第6号）第3条に規定する申請をしようとする場合、市の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告しなければならない」と定めています。

那珂川市における指名競争入札に参加を希望される場合は、「那珂川市男女共同参画推進条例」の趣旨をご理解いただき、指名競争入札参加資格審査申請時の添付書類として「男女共同参画推進状況報告書」をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、男女共同参画推進状況報告書への記載内容は、指名基準の要件には含みません。

また、提出いただきました報告書は事業所における男女共同参画の推進を図るための参考資料として活用させていただきますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問合わせ先 那珂川市市民生活部
人権政策課 小金丸・岡村
電話 092-953-2211 内線 492・493

男女雇用機会均等法の概要

男女雇用機会均等法は、職場における男女の均等取扱い等を規定した法律です。事業主と職場で働く皆様におかれては、この法律をご理解いただき、実質的な男女均等取扱いの確保に向けて取り組みましょう。

1. 雇用管理全般において、性別を理由とする差別は禁止されています（法第5条・第6条）

事業主が、男女労働者を、募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新において、性別を理由に差別することは禁止されています。

2. 間接差別についての3つのケースが禁止されています（法第7条）

間接差別とは、「性別以外の事由を要件に、一方の性の構成員に他の性の構成員と比較して相当程度の不利益を与えるものを、合理的理由なく講じること」を言います。厚生労働省令で定める以下の3つのケースが、合理的な理由のない限り、間接差別として禁止されています。

- ①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。
- ③労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること。

※省令で定める上記の3つのケース以外については、男女雇用機会均等法違反ではありませんが、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性があります。

3. 特例として女性の優遇が認められる場合があります（法第8条）

職場に事実上生じている男女間の格差を是正して、男女の均等な機会・待遇を実質的に確保するために、事業主が、女性のみを対象とするまたは女性を有利に取り扱う措置（ポジティブ・アクション）は、法違反とはなりません。

4. 婚姻、妊娠・出産等を理由として女性に不利益な取扱い等をすることは禁止されています

事業主の以下の行為は禁止されています。 （法第9条）

- ①女性労働者が婚姻、妊娠、出産した場合には退職する旨をあらかじめ定めること。
- ②婚姻を理由に女性労働者を解雇すること。
- ③厚生労働省令で定められている事由（妊娠、出産、産休取得など）を理由に、女性労働者に対し不利益な取扱いをすること。

また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が、妊娠等が理由ではないことを証明しない限り無効とされています。

5. セクシュアル・ハラスメント対策が必要です（法第11条）

事業主は職場におけるセクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントをなくすため、雇用管理上必要な対策をとらなければなりません。

6. 妊娠中・出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理）を講じることが必要です

（法第12条・第13条）

事業主は、妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保し（法第12条）、医師等による指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければなりません。（法第13条）

7. ポジティブ・アクションの取組を国が援助しています（法第14条）

男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を行う事業主に対して、国は相談その他の援助を行っています。

8. 派遣先にも男女雇用機会均等法は適用されます

労働者派遣が行われる場合においては、派遣先もまた、法に定められた妊娠・出産等を理由とする女性に不利益な取扱いの禁止（法第9条）、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント対策（法第11条）や母性健康管理措置（法第12条、第13条）についての規定が適用されます。

パートタイム・有期雇用労働法の概要

パートタイム・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）は、パートタイム・有期雇用労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡待遇の確保等を推進することを目指しています。

1. 労働条件に関する文書の交付等（法第6条）

労働基準法では、パートタイム・有期雇用労働者も含めて、労働者との労働契約の締結（更新時も含む）に際して、労働条件「契約期間」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定時間外労働の有無、休憩、休日、休暇」「賃金」「退職に関する事項」などについて文書で明示することが事業主に義務付けられています。

さらにパートタイム・有期雇用労働法では、パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れたとき（更新も含む）は、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」の4つの事項を文書の交付などにより、速やかに、パートタイム・有期雇用労働者に明示することが義務付けられています。（法第6条第1項）

2. 賃金の決定方法（法第10条）

事業主は、通常の労働者との均衡を考慮し、パートタイム・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案して賃金（基本給、賞与、役付手当など職務の内容に密接に関連して支払われる賃金）を決定することが努力義務とされています。

3. 通常の労働者への転換（法第13条）

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、雇用するパートタイム・有期雇用労働者について、次のいずれかを措置することが義務付けられています。

- ・通常の労働者を募集する場合、募集に係る事項を、すでに雇っているパートタイム・有期雇用労働者に周知する。
- ・通常の労働者の配置を新たに行う場合において、すでに雇っているパートタイム・有期雇用労働者にも配置の希望を申出る機会を与える。
- ・パートタイム・有期雇用労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける。
- ・その他通常の労働者への転換を推進するための措置

パートタイム・有期雇用労働法の対象となる労働者は、パートタイム及び有期雇用労働者です。

「パートタイム労働者」…1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者

「有期雇用労働者」…事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者

※「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、名称にかかわらず、上記に当てはまる労働者であれば、パートタイム・有期雇用労働法の対象になります。

「通常の労働者」…いわゆる正規型の労働者及び事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（無期雇用フルタイム労働者）をいいます。なお、上記のパートタイム労働者に該当するか否かは当該労働者と同種の業務に従事する通常の労働者と比較して判断します。

福岡県最低賃金 1時間 992円（令和6年10月5日発効）

福岡県内の事業場の使用者は、この最低賃金以上の賃金を労働者（臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者）に支払わなければなりません。